

各種戦略等

■経済財政運営と改革の基本方針2016

■日本再興戦略 2016

■世界最先端IT国家創造宣言

第2章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

(4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

③ 地域の活性化

経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済好循環の拡大を図るため(略)。また、**マイナンバーカードを活用した自治体と商店街等とのサービス連携等による地域活性化を検討**する。

4. 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築

(2) 行政手続の簡素化・効率化・オンライン化

(前略)また、**マイナンバーカードや電子私書箱の利活用による、子育て支援や電子調達等に係る手続のワンストップ化を促進する制度整備等に取り組む**。

第3章 経済・財政一体改革の推進

5. 主要分野毎の改革の取組

(3) 地方行財政改革・分野横断的な課題

⑤ IT化と業務改革、行政改革等

「国・地方IT化・BPR推進チーム報告書」に基づく進捗状況の把握や必要な措置を行い、国の業務改革・情報システム改革を引き続き推進する。コンビニ交付や**子育てワンストップサービスなどオンラインサービス改革の実現に加え、災害発生時等を含むマイナンバー制度の活用拡充に向け、関係省庁が連携して検討を進める**。

第2 具体的施策

1. 第4次産業革命の実現

(2)新たに講ずべき具体的施策

ii)第4次産業革命を支える環境整備

⑥サイバーセキュリティの確保とIT利活用の徹底等

イ) IT利活用の推進とマイナンバー利活用拡大等(マイナンバーカード・マイナポータル)の利活用拡大)

今年1月にスタートしたマイナンバー制度に関しては、マイナンバーカードの着実な交付等による国民の信頼性確保を最優先に、来年7月からのマイナポータルの本格運用開始に向けた取組と並行して、国民生活の利便性向上に向けた**マイナンバーカード・マイナポータル**の利活用拡大に関する検討等を進める。

- ・ 国民の子育て負担軽減を図るため、希望者が妊娠、出産、育児等の子育て関連の申請に関して、**窓口への訪問や書類郵送なしで地方公共団体における手続をマイナンバー制度・マイナンバーカードの活用により、オンラインで一括して行えるよう、現行法上の要請を踏まえつつワンストップ化の検討を行い、来年7月以降速やかに実現する。**
- ・ **災害発生時や生活再建支援時等におけるマイナンバー制度・マイナンバーカードを用いたより効果的な避難状況等の把握等に繋がる情報共有のあり方について検討を行い、今年度中を目途に方針をとりまとめる。**
- ・ **法人の代表者から委任を受けた者がマイナンバーカードを用いて対面・書面なく電子的に契約書等の作成、提出等することが可能になるよう、公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討を進め、可能な限り早期に国会に法案を提出する。あわせて、マイナンバーカード及び法人番号も活用した、調達手続の簡素化等については本年度から順次実現する。**
- ・ **利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用等や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分(公的個人認証機能等)を活用した公共施設の利用や自治体ポイント等の自治体サービスのクラウド利用による効果的・効率的利用や当該ポイントの商店街等での利用推進等について、その可否も含め検討を進め、可能なものから来年度以降順次実現する。**

I. 世界最先端IT国家創造宣言に基づくこれまでの成果

1. これまでの代表的な成果

(2)マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

【取組の目的】

行政手続の簡素化等による国民生活の利便性の向上、公共サービスの給付と負担の公平化による公平・公正な社会の実現、バックオフィス連携等による行政の効率化を図る。

【主な成果】

- ・マイナンバー制度の普及と利活用を図るため、国・地方公共団体・事業者が連携して取り組むべき事項を明記した「中間とりまとめ」を策定し、特にマイナンバーの利用範囲の拡大については、戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務等を中心に取組を推進中。
- ・公的個人認証サービスの利活用に向けた技術的検証や制度整備の検討を踏まえ、コンビニのキオスク端末による戸籍証明書の交付や、母子健康情報の提供等、様々な場面でのマイナンバーカードの利活用拡大に向けた取組を推進中。
- ・国が率先してマイナンバーカードの普及と利活用を推進するため、平成28年度から国家公務員ICカード身分証のマイナンバーカードへの一体化を順次進めることとし、一体化に必要な共通システムの整備を推進中。
- ・マイナンバーカードの調達コストを最大限抑制するとともに、マイナンバーカードの国民への無償配布を実現。

II. 「国から地方へ、地方から全国へ」(IT利活用の更なる推進のための3つの重点項目)

3. 【重点項目3】超少子高齢社会における諸課題の解決

(2)マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革

- ・妊娠、出産、育児等に係る、国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における子育て関連の申請等手続について、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して手続が行うことができるよう、マイナンバー制度を活用した子育て関連のサービスのワンストップ化の検討を行い、地方公共団体の情報提供ネットワークシステムの運用が開始される平成29年7月以降、速やかに実現。
- ・これらについて、平成28年度末まで各種検討・整理を行うとともに、他のサービスについても、引き続き検討を推進。なお、地方公共団体において、面談による世帯の状況把握や他の必要な支援との連携など対面手続としているものについては、その趣旨を十分に踏まえる。
- ・子育てワンストップの更なる発展に向け、申請に際して必要な添付書類の取得などの一連の子育て関連手続に関しては、窓口訪問や郵送等なしにマイナンバーカードを用いて一括して手続が行えるようマイナポータルとの今後の連携の在り方も含め検討を推進。

II. 「国から地方へ、地方から全国へ」(IT利活用の更なる推進のための3つの重点項目)

(3) IT利活用による諸課題の解決に資する取組

③ マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

- ・ 平成28年度から国・地方公共団体の調達情報の共有を開始するとともに、マイナンバーカードを用いた国・地方公共団体における調達**手続の簡素化**や、各種申請手続や定期的な行政手続の簡素化、国民の利便性向上に大きな効果がある業務での利活用案の検討を進め、民間事業者等における業務コストの低減や情報連携による事業活性化に効果的な取組を推進。
- ・ 公的個人認証サービスを活用した法人間取引における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討を進め、可能な限り早期に国会に法案を提出。
- ・ マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、民間事業者の送達サービスを活用した官民の証明書類の受け取りや子育て支援・引越・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン・コンビニ端末等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、平成29年7月のマイナポータルの本格稼働に合わせて順次実現。
- ・ マイナンバーカードの利便性向上策等について、公的個人認証機能のうち利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分(公的個人認証機能等)を活用した公共施設や自治体ポイントなどの自治体サービスのクラウド使用による効果的・効率的利用促進や当該ポイントの商店街等での利用推進等、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現。

④ 安全で災害に強い社会の実現

- ・ 災害発生時や生活再建支援時等における、マイナンバー制度を用いた、より正確、迅速かつ効率的な避難状況等の把握等に当たっての情報の共有の在り方について、地方公共団体等の取組の実態も踏まえ、マイナンバー制度の見直しも含めて検討を行い、平成28年度中を目処に取組方針を取りまとめ。

1. マイナンバー・マイナンバーカード活用によるオンラインサービス改革(テーマ1)

(1) コンビニ交付サービス【総務省】

【現在の取組】

全国約48,000のコンビニエンスストアで住民票の写しをはじめとする各種証明書の取得が可能なコンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードに標準的に搭載される公的個人認証サービスの電子証明書を利用したサービス提供を積極的に展開中。

【目標・今後の予定】

マイナンバーカードの導入当初約1年となる平成28年度中に、コンビニ交付の実施団体数を3倍の300団体とし、実施団体の人口の合計も3倍の6,000万人を超えることを目指す。これにより、住民における証明書の取得に要する時間など、社会的コストを削減するとともに、土日祝日を含め早朝から夜まで(6:30～23:00)の取得を可能にし、利便性を高める。加えて、市区町村における証明書の交付に要する行政コストを削減し、行政サービスの重点化や新たな行政需要への対応を図る。

(3) 子育てに係る申請等手続関係【内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省・総務省】

【現在の取組】

自治体における子育てに係る申請等手続について、地方の情報提供ネットワークシステムの運用が開始される平成29年7月以降、速やかに、手続を行う者が、必要書類をそろえて自治体の窓口へ赴くことや郵送することなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して手続が行える「子育てワンストップサービス(仮称)」を開始できるよう、本年2月に、マイナンバー分科会の下に立ち上げた子育てワンストップTFにおいて、対象者の多い児童手当の申請や予防接種のプッシュ通知等、優先すべき課題について、準備・検討中。

【目標・今後の予定】

上記について、平成28年度中まで各種検討・整理を行うとともに、他のサービスについても、引き続き検討を進める。その際、自治体において、面談による世帯の状況把握や他の必要な支援との連携など対面手続としているものについて、その趣旨を十分に踏まえることとする。

また、子育てワンストップの更なる発展に向け、申請に際して必要な添付書類の取得等の一連の子育て関連手続に関しては、窓口訪問や郵送等なしにマイナンバーカードを用いて一括して手続が行えるようマイナポータルとの今後の連携の在り方も含め検討を進める。

2. 国の業務改革・IT化の推進(テーマ2)

(2) 内部管理業務の見直し

② 共通システム関係【人事院・内閣官房・経済産業省・総務省・他全府省】

人事・給与、旅費、調達、文書管理・決裁について、次に掲げる取組等により、共通システムの一層の利活用を推進し、事務処理の原則電子化、蓄積するデータの分析、共有等を通じて、適正かつ効率的・効果的な予算執行を確保しつつ、コスト削減を図るとともに、間接事務を省力化し、効率的に遂行するよう取組中。

3) 調達関係の業務

[現在の取組]

法人間の取引等における権限の認証に係る制度整備に向けた検討を実施中。

[目標・今後の予定]

引き続き検討を行うとともに、本検討を踏まえ、**政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化**を平成29年度から順次開始するためのシステム基盤の検証・整備を行う。

また、国の電子調達システムを自治体が利用できる仕組みの在り方を検討するとともに、入札資格情報や調達情報については国・地方間での共有ができるよう調達手続に係る情報提供を行うポータルサイトを整備する。

Ⅱ. 当面の主要課題

- テーマ1：マイナンバー・個人番号カード活用によるオンラインサービス改革（マイナンバー・個人番号カードの導入にあわせ推進するもの）
- テーマ2：国の業務改革・IT化の推進（これまでの既往の取組を、さらに加速し、推進するもの）
- テーマ3：自治体クラウド推進・自治体の業務改革

Ⅲ. 検討状況等(詳細は別冊参照)

2. 国の業務改革・IT化の推進(テーマ2)

(2) 内部管理業務の見直し

② 共通システム関係【人事院・経済産業省・総務省・内閣官房・全府省】

人事・給与、旅費、調達、文書管理・決裁について、次に掲げる取組等により、共通システムの全省導入と利活用を早期に進め、事務処理の原則電子化、蓄積するデータの分析、共有等を通じて、適正かつ効率的・効果的な予算執行を確保しつつ、コスト削減を図るとともに、間接事務を省力化し、効率的に遂行する。

3) 調達関係の業務について、法人の代表者から委任を受けた者が対面・書面なく電子申請・電子契約等を可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を平成29年度から順次開始する。電子調達システムを自治体の利用を可能とし、入札資格情報や調達情報について国・地方間での共有の在り方を検討する。

各主要課題の検討状況等について【別冊】

2. 国の業務改革・IT化の推進(テーマ2)

(2) 内部管理業務の見直し

② 共通システム関係

ウ 調達関係(総務省・全府省)

平成26年3月から電子調達システムの運用を開始し、出先機関を含めて全府省への導入を展開している。現在、警察庁及び特定個人情報保護委員会を除く各府省において利用を開始しており、平成27年度中に出先機関を含めた全府省で導入することとしている。

【目標】

政府調達に関し、入札参加資格審査から契約までの事務を一貫して電子化し、対面・書面によらない応札・契約を原則とするとともに、公共調達市場における事業者の参加機会を拡充・柔軟化し、入札参加コストの軽減と調達コストの低減をもたらす。これに合わせ入札資格情報や調達情報を国・地方間で共有するとともに、自治体のシステム利用を可能とすること等により、国・地方における調達業務に係る事務量の総量を低減する。

主要成果指標(KPI)：・電子応札率(目標(平成30年度)60%)

【取組施策】

- i 各府省における調達事務を見直し、電子調達システムの利用を原則とする事務遂行の早期の定着を図るとともに、事業者に対して理解を求め、電子応札を勧奨するものとする。
- ii 各府省は、電子調達システムに蓄積される他府省における契約結果等の情報を参考にする等により、契約に係る仕様等の見直しや共同調達等の一層の推進等を行い、調達コストの低減に努める。
- iii 事業者の入札参加コストを抑え、電子応札・電子契約を簡易に行える環境を提供するため、法人の代表者から委任を受けた者が対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を平成29年度から順次開始する。
- iv 平成31年度以降については、全府省において、特殊な入札案件を除き電子応札を競争に参加する者の条件とする等、電子入札を原則とする運用を行う。
- v 上記の電子調達システムを自治体が利用できる道を開き、自治体のシステム投資の負荷を軽減するとともに、国・地方を通じた電子入札・電子契約を推進する環境整備の一助とする。
- vi 電子調達システムによる入札資格情報や調達情報について、国・地方間での共有の在り方について、平成27年度に検討を行い、調達事務における業務の効率化を推進する。

まち・ひと・しごと創生基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)

Ⅲ. 各分野の政策の推進

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

① 稼げるまちづくりとコンパクトシティや広域連携の推進等

(前略)

- ・マイナンバーカードを活用した地域活性化を検討する。